平成２４年（フ）第２６号
大阪府泉佐野市大木1613番地の３
債務者　宮内　利一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
大阪府泉南市新家923番地の16、前住所大阪府泉南市樽井３丁目32番22号
債務者　牧田　清澄
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
大阪府和泉市万町203番地の２
債務者　川北　健人
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
大阪府岸和田市別所町３丁目30番23―105号
債務者　江部　妙子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
兵庫県小野市榊町1459番地の98
債務者　久保田弘美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第５８号
山口県萩市大字山田4709番地４
債務者　村谷　充生
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第４５号
香川県観音寺市流岡町685番地５
債務者　吉田　浩美（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第１０３号
福岡県大牟田市神田町81番地３　コーポヨダ103号
債務者　菅﨑　和男
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１０４号
福岡県大牟田市大字今山2173番地１　ルミエール今山Ⅱ101号
債務者　八尋　克利
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１０７号
福岡県大牟田市上白川町２丁目400番地６　クリスタルメゾン上白川　Ａ棟202号
債務者　花田ひとみ（旧姓川野）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第２号
長崎県長崎市三原１丁目12番17―308号、旧住所長崎市若竹町32番８号
債務者　塩山　愛子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０７号
千葉市中央区寒川町２丁目130番地９　グランシャリオ寒川105号
債務者　嶋田　綾子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５３６号
千葉県船橋市三山５丁目25番16号クレストール近藤201号、申立時の住所千葉県船橋市三山８丁目28番10―205号
債務者　志村　　恒
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５９０号
千葉市稲毛区山王町35番地１　ヒューマンスクエア千葉山王505号
債務者　森川　和子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５９４号
千葉県八千代市米本1359番地米本団地３街区33棟404号
債務者　板垣　真代
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６１７号
千葉県市川市鬼高３丁目８番５号　高橋荘101
債務者　町田　広子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６２０号
千葉県市原市五井西３丁目７番地５
債務者　阿部　正巳
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係